

## 労働保険の一元適用事業と二元適用事業

(問) 従業員2名の小さな家電販売店を営んでいます。労働保険には「卸売業・小売業」とし



て加入しています。先日、知り合いから家電販売店については、クーラーの取り付けやテレビアンテナの設置などの業務があるので、工事の労災保険に別途加入しないと労災が使えないことがあると聞きました。本当ですか？

ます。

(答) 日本経済はリーマンショック以降下落の一途をたどり、やっと立ち直りの兆しが見えたかどうかの時期に、東日本大震災によって壊滅的被害を受けた企業がたくさんあったことと思います。特に中小零細企業の経営者の方々は並々ならぬ努力をされて今日まで頑張っておられること、本頭に下がります。

そんな中、消費税の増税等を前に少しでも経費をおさえたいこの時期に、さらなる出費が必要となるかもしれないというお知り合いの話に頭をかかえていらつしやるかと思えますが、それよりも何よりも最優先であるべき従業員の安全が担保できているか否かは、事業主様にとって何事にもかえがたい問題であると思

ます。ご存じのとおり労働者災害補償保険いわゆる労災保険は、労働者を一人でも雇用している事業主さんは、法律で加入が義務付けられている政府管掌の強制保険です。この労災保険の適用及び徴収関係につきましては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律に規定されているところであり、労働保険の保険関係は「事業」を単位として成立します。この適用単位としての「事業」とは、工場、事務所、商店、建設工事など、一つの経営体、すなわち一定の場所において一定の組織のもとに有機的に相関連して行われる一体的な経営活動を行います。

次に、適用の仕方として、一元適用事業と二元適用事業とに区別されま

す。一元適用事業とは、労災保険の保険関係と雇用保険の保険関係を合わせて一つの保険関係として取り扱い、保険料の申告・納付を両保険一本として行う事業です。これに対して二元適用事業とは、その事業の実態からして、労災保険と雇用保険の適用の仕方を区別する必要があるため、それぞれの保険関係を別個に取り扱い、労働保険の申告・納付はそれぞれ別個に二元的に行う事業をいい、

- ① 都道府県及び市町村の行う事業
- ② 都道府県に準ずるもの及び市町村に準ずるものを行う事業
- ③ 六大港湾における港湾運送の事業
- ④ 農林水産の事業
- ⑤ 建設の事業

をいい、これ以外が一元適用事業になります。さて、以上の適用の原則からご質問のケースを考えると、実際に行われる作業の内容が、

二元適用事業のうちの建設の事業に該当するか否か並びに従事する労働者が誰なのかによって判断することとなります。

代表的な具体的ケースごとに整理しますと、

- ① 御社の労働者のみで設置する場合は、販売に伴う出張作業として、御社の加入されている「卸売業・小売業」の保険関係の適用となります。
- ② 建設業の態様があり(すなわち「二元適用事業」)、御社が設置を専門業者に発注する場合は、御社を発注者として、外注の工事業者を元請とする建設の事業の適用となります。
- ③ 建設業の態様がなく(すなわち二元適用事業には該当しない)、御社が設置を専門業者に発注する場合は、出張作業として労働者の所属事業場(この場合は専門業者)が一元適用事業として成立している保険関係の適用となります。